

国連障害者権利条約一般的意見4号における インクルーシブ教育の定義

一 木 玲 子

1 本稿の目的及び方法

本文は、2016年に成立した国連障害者権利条約24条一般的意見4号（general comment number 4）（以下、一般的意見4号とする）の成立過程と内容を整理することにより、障害者権利条約のインクルーシブ教育の定義を明らかにするものである。研究の背景には、日本の文科省が定義している「インクルーシブ教育」と条約の規定しているそれには乖離があるのではないかという疑問がある。文科省は、障害のある児童生徒には特別支援学校、特別支援学級、普通学級の通級制度という多様な場を整備することで個人の教育的ニーズを満たすことがインクルーシブ教育であると解釈している¹⁾。だが、障害者権利委員会が実施している締約国の審査状況を見ると、例えば中国政府に対して「委員会は、特別学校が多数設置されていること、および、締約国がこのような学校を積極的に発展させる政策をとっていることを懸念する。」（2012）、オーストラリア政府に対して「障害のある生徒が特別学校に措置され続けており、かつ、普通学校に在籍している障害生徒の多くは主として特別学級または特別班に押しこまれていることを懸念する。」（2013）をはじめとして、分離した学習の場については是正するように多くの国に勧告をしている²⁾。この一要因として、条約24条の条文に分離教育が差別であり条約違反であることが明確に記載されていないことがあると考える。そこで、本稿では障害者権利条約24条について詳細に解説している一般的意見4号に着目し、その成立過程と内容について整理することで、国連障害者権利条約のインクルーシブ教育の定義を明確にすることを目的とする。また、一般的意見4号には、正式文書のほかにも Easy Read Version と Plain Version が出されているので、その定義も確認する。さらに、最後に、参考資料として Easy Read Version の全訳を掲載する。

2 障害者権利条約 24 条一般的意見 4 号の成立過程

一般的意見とは、条約の条文ごとに国連障害者権利委員会が策定する公式な文書で、条文の詳しい解説や条約を実現するための具体的な方法が記載されている。そこに示されている内容は、厳密な意味では法的拘束力はないが、条約の規定に関する権威ある解釈として、締約国の政府や裁判所等によって正当に尊重されなければならないとされている。

一般的意見 4 号は障害者権利委員により 2016 年に策定された。一般的意見の通常の策定手続きは、①意見募集（submission）と②一般的討議（day of general discussion）を基にして草案が作成・公表され、その後、③草案に対する意見募集・検討の後に④正式に公表されるという流れである。一般的意見 4 号も、2015 年に国連ホームページで一般的討議開催の告知、傍聴者の募集、意見書の提出を求める文書が公表され、同年 4 月 15 日にジュネーブの国連本部で一般的討議が開催された。これら一連の文書は障害者権利委員会のウェブサイトですべて公表され、一般的討議も当日ライブ配信されその後も録画を視聴することができるようになっていた³⁾。ここでは、①の提出された意見書と②の一般的討議の概要とインクルーシブ教育の定義に関する議論を見ていく⁴⁾。

(1) 意見書の内訳と内容の概要

権利委員会の呼びかけに応じて 81 本の意見書が提出されている。28 か国の市民団体、障害当事者団体、政府、大学、公的独立機関に加え、15 の国際的に活動している市民団体、障害当事者団体、国連機関からの提出があった。アクター別にみると、労働組合等も含む市民団体（35 件）、障害当事者団体（19 件）、学術機関（8 件）、個人（7 件）、公的独立機関（6 件）、政府（2 件）、国際機関（2 件）となっている⁵⁾。国連の地域グループ別にみると、西欧及び他のグループ（米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドを含む）地域からの提出が 15 か国と突出しており、次いでラテンアメリカ（5 か国）、アフリカ（4 か国）、東欧（3 か国）、アジア太平洋（3 か国）となっており、西欧、ラテンアメリカの市民団体の関与が大きい。特に活発な提案があったのはアルゼンチン（7 件）、イギリス（7 件）、オーストラリア（5 件）、南アフリカ（4 件）である。日本からも日本教職員組合、日本弁護士連合とともに、障害当事者団体や学術団体と市民団体など 4 団体共同の意見書（DPI 日本会議、公教育計画学会、障害児を普通学校へ・全国連絡会、障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク）の 3 件が提出されている。

意見書の内容として、81 本の意見書で共通していたのは、教員養成の必要性（38

件)、資源の配分の変更・方法(36件)、データ収集とモニタリング(29件)、インクルーシブ教育の定義・概念の明確化(28件)、障害当事者の関与(27件)、SDGsを意識した国際協力(21件)、普通学校と特別学校が併存する場合の就学先決定の方法や選択について(19件)、インクルーシブ教育の実現に対する政府の責任への言及(18件)などであった。

この中のインクルーシブ教育システムの定義や概念の明確化について詳しく見ると、28件のうちアルゼンチン、ベルギー、デンマーク、ニュージーランド、アメリカ、コロンビア、ドイツ、日本等14件が、インクルーシブ教育とは通常の学校に就学することが原則であることの確認を求めている。また、イベロ・アメリカ教育組織は、特別な場を容認する法律によって、実情としてインクルージョンが進まないことがラテンアメリカの共通の問題だと述べている。一方で、オーストラリア政府からは、他の条約の例に倣い、分けることが必ずしも差別に当たらないという認識を示すことを要望するものもあった。

また、就学先決定の方法や選択については、子どものインクルーシブ教育への権利は、親の選択権に優先する、もしくはそのバランスが重要であるという指摘がなされている(南アフリカ、コロンビア、ペルー、ベルギーの市民団体)。また、実際に選択として機能していないという指摘もあった。通常学校の不十分な環境整備、通常学校への就学に子どもの能力を条件とする法律、学校教育委員会等での個々の判断により、実際には通常学校と特別学校を自由に選択できる状態ではないという指摘である(ドイツ、オーストラリア、アルゼンチン、フランス、イギリス、スウェーデン、アイルランド、日本、コロンビアの市民団体)。アルゼンチンの市民団体からは、障害児の能力や環境の整備状況によって普通学校に就学しないことを認めるような規則の禁止を求める提案がなされている。さらにドイツの市民団体からは、政府が選択制度を特別学校の存在の正当化に利用しているという指摘がなされている。その一方で、ベルギーからは選択の自由の重要性を指摘する意見書も提出されていた。

(2) 一般的討議の概要と内容

2015年4月15日の一般的討議では、①法政策におけるインクルーシブと質の高い教育制度について ②障害を理由として排除されないこと、合理的配慮とインクルーシブ教育制度へのアクセスについて ③一般教育制度へのインクルージョンのサポートと個別サポートの方法という3点のテーマについて、各1時間討議された。司会は障害者権利委員が行い、26名のパネリストが発言している。26名の内訳は、

国連子どもの権利条約の権利委員や女性差別撤廃条約の権利委員、国連高等弁務官事務所やユネスコ、ユニセフ、ILOなどの国連機関の職員、国際的な障害者団体機関、市民団体、大学関係者、そして障害当事者である。

まず、障害とアクセシビリティ特別大使と障害者権利委員会委員長から、今日の議論は障害者の教育だけではなく社会全体への貢献になること、今日は未来の教育にとってのランドマークであるなどの開会あいさつがあり、その後、国連高等弁務官事務所、障害者の権利に関する特別報告者、教育の権利に関する特別報告者、女性差別撤廃条約権利委員、子どもの権利条約権利委員から声明が読み上げられた。障害者の権利に関する特別報告者は、インクルーシブ教育の概念の明確化と実践のためのガイドラインが必要であることを指摘し、教育の権利に関する特別報告者は、全ての子どもたちが通常学校で、物理的アクセス、教授法、カリキュラムの面において質の高い教育を受けるべきであると発言している。女性差別撤廃条約権利委員は、教育に関する権利には3つの枠組みでとらえる必要があることを指摘している。1つは「教育を受ける権利」、1つは嫌がらせを受けないことや実際に参加できるという「教育内部での権利」、教育を受けて社会参加を達成するという「教育を通じた権利」である。子どもの権利条約権利委員は、多くの人がインクルーシブ教育は子どもの能力によって決まると間違っているとらえられていること、障害のある子どもがひとくりにされ、障害を持つ子どもの多様性についてはほとんど触れられていないこと、親の教育を選択する権利と子どものインクルーシブ教育を受ける権利の対立あるいはバランスの確保の困難性、能力の質的な把握の測定の高難度について指摘している。

障害者の権利に関する特別報告者 Ms. Catalina Devandés、教育の権利に関する特別報告者 Mr. Kishore Singh は、インクルーシブ教育とは通常学校が原則であることの確認を求めており、南アフリカの視覚障害者組織として発言した Dr. Praveena Sukhraj は、普通教育と特殊教育という併存する2つのシステムによって、一般教育関係者は、視覚障害者の教育は特殊教育の責任であると考えてしまうことを指摘している。また、子どもの権利条約権利委員の Mr. Jorge Cardona は、親の教育の選択権のために、子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を妥協させられていると指摘している。

会議では、障害当事者も発言している。レバノンの知的障害の当事者からは、兄2人と学校に行くと先生に追い出されたこと、そのときは内戦中であったこと、世界銀行の支援により学校に行けるようになったこと、障害児と難民を忘れないでほしい、障害児をすべての学校で受け入れてほしいことが語られた。インドのニュー

デリーから来た 13 歳の子どもは、自分はインクルーシブ教育を受けていること、政府は、障害児が生まれたときに心から祝福できるような環境を実現しなくてはならないこと、インクルーシブ教育が実践されているかどうか測る指標が必要であると発言した。親子で参加していた知的障害の子どもからは、自分は学校でいじめられている、子どもたちは学校での否定的な態度に苦しんでいる、皆が歓迎される学校が必要であると発言している。さらに、大学で言語学を選考している障害当事者からは、特殊学校では本当の教育は受けられなかったこと、自分が普通学校に行くことは友人や先生にとって有益であったこと、教員が障害児とコミュニケーションできるよう訓練することが大事と発言している。

これら意見からは、インクルーシブ教育とは特別な場ではなく普通学校での実践であるというインクルーシブ教育の定義の明確化を多くの国・人が求め、それをいかに実現していくのかが具体的に討論されていたことがわかる。

3 一般的意見 4 号のインクルーシブ教育の定義

これらを受け、2016 年 11 月 25 日に一般的意見 4 号が正式に公表された⁶⁾。パラグラフ全 76 という、他の一般的意見と比べて長文であり、策定の困難性が垣間見えるようである。構成は以下である。

- I 序論 (パラグラフ 1-7)
- II 第 24 条の規範的内容 (パラグラフ 8-38)
- III 締約国の義務 (パラグラフ 39-43)
- IV 条約の他の条項との関係 (パラグラフ 44-58)
- V 国レベルでの実施 (パラグラフ 59-76)

この中で、インクルーシブ教育の定義がどのように規定されているのか。まずは、条約の該当部分の解釈が書かれているパラグラフ 18 と 27 をみってみる。

パラグラフ 18 は、条約 24 条 2(a) (「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと、及び障害のある子どもが障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育及び中等教育から排除されないこと」) について解釈を述べている (抜粋)。

- ・ 「障害のある人の一般の教育制度からの排除は、個人の潜在能力の程度をインクルージョンの条件とすることや、合理的配慮の提供の義務から逃れるために、均衡を失した過度の負担を主張することなど、機能障害又はその機能障害の程度に基づきインクルージョンを制限する何らかの法的または規制

的条項による排除も含めて、禁止されるべきである。」

- ・ 「一般教育とは、全ての通常の学習環境（all regular learning environments）と教育部門を意味する。」

同様に、パラグラフ 27 は、条約 24 条 2 (b)（「障害のある人が、他の者との平等を基礎として、その生活する地域社会において、インクルーシブで質の高い無償の初等教育及び中等教育にアクセスすることができること。」）について詳しく説明をしている（抜粋）。

- ・ 障害のある人は、自己の生活する地域社会において、初等及び中等学校に通学することができなければならない。
- ・ 生徒は自宅から離れた学校に行かされるべきではない。
- ・ 教育環境は、障害のある人にとって安全で、物理的に近いところでなければならない。安全かつ安心な通学手段を伴わなければならない。
- ・ 障害のある学習者の兄弟姉妹を含む他の生徒との積極的なかわりは、インクルーシブ教育を受ける権利の重要な構成要素である。

これらのみをみると、明確に分離した環境は差別であるとは記載されていない。だが、その前の部分にインクルーシブ教育の定義について記載されているパラグラフがあるのでそこをみてみると、分離はインクルーシブ教育ではないことが明確に記載されている。

まず、パラグラフ 10 では、インクルーシブ教育の理解として以下を述べている。

- ・ 「すべての学習者の基本的人権」
- ・ 「すべての学習者の幸福を重視し、彼らの固有の尊厳と自立を尊重し、個人のニーズと、効果的に社会に参加し、貢献する能力を認めるという原則」
- ・ 「他の人権を実現する一手段」
- ・ 「障害のある人が参加するために障壁を撤廃するプロセスは、通常学校の文化、方針及び実践を変革する」

ここで注目すべきは、インクルーシブ教育は障害児者のみの権利ではなく、障害の有無関係なくすべての学習者の権利としているところである。そして、それを実現するプロセスには「通常学校の文化、方針及び実践を変革する」とされている。

これは、インクルーシブ教育を特殊教育や障害児教育の延長線上にとらえるのではなく、普通学校全体の改革であるにとらえなければならぬことを示している。

次にパラグラフ 11 には「排除、分離、統合及びインクルージョンの違い」が書かれている。ここをみると、分離された学習の場や同じ場においても合理的配慮や通常学校を変革しないインテグレーションはインクルージョンではないことが明確にわかる記載である。

- ・ 「排除」 「直接的または間接的に、教育を受ける機会を妨げられたり、否定されたりするときに発生する。」
- ・ 「分離」 「教育が特定の機能障害やさまざまな機能障害に対応するために設計され、障害のない生徒から切り離されて行われるときに発生する。」
- ・ 「統合」 「障害のある人は既存の主流の教育機関の標準化された要件に適合できるという理解の下に、彼らをそのような機関に配置するプロセス。統合は分離からインクルージョンへの移行を自動的に保障するものではない。」
- ・ 「インクルージョン」 「対象となる年齢層のすべての生徒に、公正な参加型の学習体験と、彼らのニーズと選好に最も合致した環境を提供することに貢献するというビジョンを伴った、障壁を克服するための教育内容、指導方法、アプローチ、組織体制及び方略の変更と修正を具体化した制度改革のプロセスが含まれる。組織、カリキュラム及び指導・学習方略などの構造的な変更を伴わずに障害のある生徒を通常学級に配置することは、インクルージョンにならない。」

4 Easy Read Version と Plain Version

一般的意見 4 号には、Easy Read Version⁷⁾ と Plain Version⁸⁾ が策定されている。Easy Read Version は子どもや知的に障害のある人でも読みやすいように挿絵がついてやさしい表現で書かれているもので (図 1)、Plain Version は説明を簡略にしたものである (図 2)。

では、これらでは、インクルーシブ教育の定義はどのように書かれているのだろうか。

Easy Read Version

「インクルーシブ教育とは、あらゆる可能性のある児童・生徒・学生 (students of all abilities) (以下、生徒) が同じ教室と一緒に学ぶことである。つまり障

図1 Easy Read Version 表紙

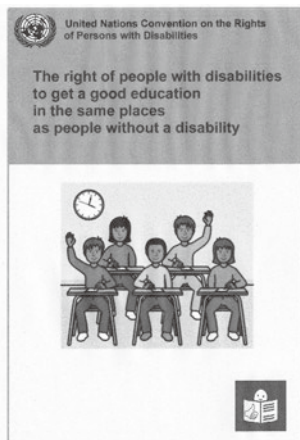
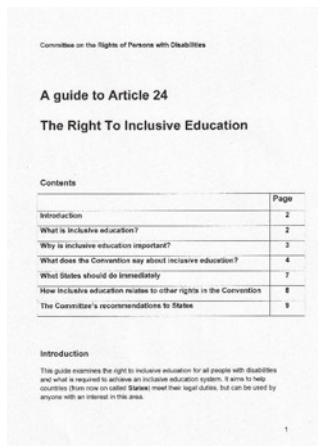


図2 Plain Version 表紙



害のある生徒、障害のない生徒の両方が同じ教室にいるということである。

このことには、誰もが一緒に学びながら、個別のニーズを満たすことができる教育制度を構築することが含まれる。

全ての人のための質の高い教育（quality education）に焦点を当て、教育機関、例えば〔国公立の別なく〕学校や大学が、全ての生徒を援助して、全ての生徒が最善の状態（achieve the best outcomes）結果を出し、完全に参加できるようにする。

インクルーシブ教育とは、全ての生徒が上記の教育を受けられるようにするために、教育のあり方を大きく変えることを指す。つまり、教育制度は個人のニーズに合わせてられるべきであり、その逆ではないということである。

このように、インクルーシブ教育は排除や分離、または統合（exclusion, segregation and integration）とは異なるものである。障害のある生徒が教育を受ける権利を完全に否定されたり、別の学校や教室で学ぶことを強いられたり、必要な援助なしに通常学級へ入れられることは、インクルーシブ教育ではない。」

Plain Version⁹⁾

「この文書には、障害のある人が障害のない人と同じ場所で、よい教育（good education）を受ける権利について書かれています。これをインクルーシブ教育

と呼びます。インクルーシブ教育とは、障害のある人が、障害のない人と一緒に学ぶことです。」

5 結論とまとめ

以上、一般的意見4号の成立過程から文書内容を見ることにより、インクルーシブ教育の定義を明らかにした。草案作成のための各国からの意見書や一般的討議の時点から、インクルーシブ教育の定義の明確化を求める声が寄せられ、特に普通学校に就学することが原則であることの確認が求められている。これは、条約の条文からだけでは明確に分離教育を否定していることが読み取れないことの反映であろう。一方で、一般的討議では、インクルーシブ教育とは分離教育ではなく普通学校での取り組みで、障害のある子どもが平等に学ぶための合理的配慮などの体制が整備されたものであるという定義が共通に把握されつつ話題が提供されており、分離教育の弊害や現在の実態をどのように変えればよいかという具体的な意見が出されていた。

これを踏まえたくうえで、一般的意見4号では、インクルーシブ教育とは排除や分離教育、インテグレーションではないことが明確に規定されており、それが反映されて、Easy Read Version, Plain Version では、同じ場所で一緒に学ぶこと、別の学校や教室で学ぶことを強いられたり、必要な援助なしに通常学級へ入れられることは、インクルーシブ教育ではないと明確に定義している。

これらを見ると、日本の特別支援教育体制は、特別支援学校や特別支援学級という分離教育制度である点で、国際社会が求めているインクルーシブ教育とは異なる。2022年には、国連で障害者権利条約の日本審査がある予定であるが、権利委員会から日本は分離教育制度であると指摘されインクルーシブ教育に転換するよう厳しい勧告が出されることは明らかである。締約国の一員として誠実に国際人権基準を遵守するためには、早急に条約が求めるインクルーシブ教育への制度改革をする必要があろう。

謝辞 一般的意見4号の討議や意見書の翻訳には福地健太郎さんに大変お世話になりました。感謝申し上げます。

注

- 1) 「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加

を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」2012年7月23日 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

- 2) 各国の総括所見については、平野裕二「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」に翻訳されている。<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/224.html>
- 3) <http://www.treatybodywebcast.org/> 該当の録画は期限切れで現在は視聴できない。
- 4) 一木玲子、福地健太郎「国連障害者権利条約 24 条『教育への権利』に関する一般的意見の動向～2015年4月15日一般討議と寄せられた意見書の分析を通して～」(公教育計画学会第七回大会《新潟大学》自由研究発表資料, 2015年6月20, 21日)。
- 5) 障害当事者団体の関与は重要であるのでアクターの1カテゴリーにしたがい、意見書を見ると、世界盲人連合のような障害当事者の団体とともに、日本のように障害当事者団体と市民団体の共同での意見書も存在するために、この分類は障害当事者の関与を正確に把握したものではない。市民団体の中に障害当事者団体も枠には入るため、この分類方法については精査が必要である。
- 6) General comment No. 4 (2016) on the right to inclusive education http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/4&Lang=en 仮訳石川ミカ, 日本障害者リハビリテーションセンター, 監訳: 長瀬修「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号(2016年)」https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc4_2016_inclusive_education.html
- 7) CRPD/G/CG/4 Easy Read English Version https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fGC%2f4%20Easy%20Read%20English%20version&Lang=en
- 8) CRPD/G/CG/4 Plain English Version https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD%2fC%2fGC%2f4%20Plain%20English%20version&Lang=en
- 9) Plain Version は以下に翻訳している。「障害者権利条約一般的意見第4号“わかりやすい版”を翻訳!」『季刊福祉労働』171号, 現代書館, 2021年。

参考資料

Easy Read Version 全訳

(翻訳：尾上祐介・佐藤雄哉・能松真紀・池田賢市・一木玲子，監訳：一木玲子)

国連障害者の権利に関する条約 24 条

「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見 4 号」

障害のある人が障害のない人と同じ場所でよい教育を受ける権利

これは何についての文書ですか？

この文書には、障害のある人が障害のない人と同じ場所で、よい教育（good education）を受ける権利について書かれています。

これをインクルーシブ教育と呼びます。

インクルーシブ教育とは、障害のある人が、障害のない人と一緒に学ぶことです。

多くの国がこれを実現することに合意しました。

いくつかの、よいインクルーシブ教育が、既に実践されています。

しかし、まだ多くの問題が存在しています。

例えば、障害のある多くの人が、よい教育を受けていなかったり（bad education）、あるいは全く教育を受けていないことがあります。

この文書を読むことで、すべての人が次のことについて知ることができます：

- ・ インクルーシブ教育が何であるか
- ・ インクルーシブ教育を実現するために、国が何をすべきか

インクルーシブ教育って何ですか？

インクルーシブ教育とは、障害のある人が障害のない人と一緒に学ぶことです。

誰もが学校や専門学校、大学の同じ教室で一緒に学びます。

つまり、障害のある人が、障害のない人とは違う別の学校や別の教室に追いやられないことです。

障害のある人は次のことを保障されるべきです。

- ・ 障害のない人と同じよい教育（good education）をいつでも受けられます。
- ・ 学んだり、参加したり、将来のために必要な援助を受けられます。

インクルーシブ教育はどうして重要なのですか？

インクルーシブ教育はとても大切です。

インクルーシブ教育によって、障害のある人は次のことができるようになります。

- ・ 障害のある人にとって適切でよい教育（good education）を受けることができます。
- ・ 自分で思う存分に行動したり、より多くのスキルを学ぶことができます。
- ・ いろいろなことに参加したり、責任を担ったりすることができます。
- ・ 将来仕事をしたり、よい人生を送ったりすることができます。

インクルーシブ教育によって、すべての人が次のことをできるようになります。

- ・ インクルーシブ教育でないときよりも、よりよい教育（better education）を受けることができます。
- ・ たがいについて学び、たがいにより関係をつくることができます。

インクルーシブ教育を実現するためには何が必要なのですか？

国は、誰もがよい教育（good education）を受け、一緒に学ぶことができるように、教育のあり方を変える必要があります。

つまり、国は次のことを実現しなければなりません。

- ・ 障害のある誰もが公平に扱われ、暴力や虐待から守られるようにします。
ここには、障害のある女性や女の子（women and girls）も含まれます。
- ・ 障害のある誰もが自分の家の近くで、よい教育（good education）を受けられるようにします。
- ・ 誰もが小学校・中学校・高校で教育を受けられるようにします。

小学校は無償でなければなりません。また、国は中学校・高校が無償になるように努力をしなくてはなりません。

国は次のことを実行しなければなりません。

- ・ 国は、教育に関して変える必要があることは、すべて検討します。例えば法律や学校のあり方についてです。
- ・ 国は、障害のある人や障害のある人の権利について、人々が肯定的な感情を持つように取り組みます。
- ・ 国は、障害のある人や教育についての役に立つ情報があることを確認します。それらの情報は、国がよい計画や決まりを作ることに役立ちます。
- ・ すべてのものが、障害のある人にとって使いやすくなるようにします。
例えば、建物、教室、トイレ、本、情報、学校へ行く手段です。

国は次のことを実行しなければなりません：

- ・ 障害のある子どもが、教育においてどんな援助を必要としているかを、素早く調べて実現します。
- ・ すべての人が、思う存分学び、参加し、そして活動するにあたって、必要な援助を受けられるようにします。
専用のコンピューター、わかりやすい情報、クラスメイトの手助けなど、多くのことが援助となるでしょう。
- ・ 障害のあるすべての人が自分に合った援助を受けられるように、教育現場をできる限り変えます。
- ・ すべての人が、自分に最も合った方法で学べるようにします。これは人によって違うでしょう。

国は次のことを実行しなければなりません。

- ・ 教員や職員が、インクルーシブ教育を実現するために必要な研修や援助すべてを受けられるようにします。
そのためのアイデアはたくさんあります。
教育に取り組むにあたって、地域の団体、保護者、子どもたちからアドバイスをもらったり、助けてもらったりすることです。
- ・ 障害のある人が、よい教育（good education）を受けられなくなる障壁をなくします。
例えば、悪い法令やルール（bad laws or rules）のことです。
- ・ 教育に関わる人が、教育を誰にとってもよいものにするために、地域の団体、障害のある人、その家族と一緒に取り組めるようにします。

国は次のことを実行しなければなりません。

- ・ 障害のある子どもや大人が、自分たちの教育に関する権利について知ることができるようにします。そして、自分が受ける教育について発言できるようにします。
- ・ 教育に関する権利が保障されていないとき、訴える簡単な方法を用意します。
- ・ インクルーシブ教育に向けて、いまどのようになっているか、何を变えるべきかをチェックするよい方法を用意します。
障害のある子どもや大人も、一緒にチェックする役割を担うべきです。

そ の 他

国は次のことも実行しなければなりません。

- ・ インクルーシブ教育を実現するために、すべての行政機関が連携して取り組みます。
- ・ インクルーシブ教育について、よい法令や計画を用意します。
- ・ そのような法令に、人びとの権利を正しく定めます。
- ・ インクルーシブ教育を実現するのに十分なお金を用意します。

障害のある人が、インクルーシブ教育を実現するためにお金を支払うべきではありません。

国は次のことも実行しなければなりません。

- ・ スタッフが、インクルーシブ教育のための法令や、障害のある人の権利についての研修を受けられるようにします。

インクルーシブ教育は、それ自体がとても重要です。

そのため、国は障害のある人が、よい人生を送るために必要なことすべてを検討しなければなりません。

そうすることで、健康であるために必要なものは何か、使いやすい交通手段は何か、わかるかもしれません。

そして、障害のある人が他のみんなとおなじように、地域のなかで生きていけるようにします。

施設のなかではなく、地域社会で。

いま、国がすべきこと

国は、すべてのことをすぐにはできないかもしれませんが。

しかし、国がすぐにはしなければいけないことが、いくつかあります。

例えば、次のことです。

- ・ 障害のある人みんなが、教育を受けられるようにします。
- ・ 障害のある人が必要な援助を受けられるように、教育現場を変えます。
- ・ すべての人が、無償で小学校へ通えるようにします。
- ・ すべての人がよい教育（good education）を受けるための計画を立てます。

以上